

## 通知の改正内容(概要)

事務手続・書類	該当するサービス	改正内容
リハビリテーション マネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問(予防)リハビリテーション</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① リハビリテーション実施計画書に相当する内容を各サービス計画(訪問リハビリテーション計画等)に記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画書に代替することができることとする。</li> <li>② 各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」において、リハビリテーションマネジメント加算の要件となっている「定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録とは別に、リハビリテーションマネジメント加算の算定のためにサービスの提供の経過を定期的に記録する必要はないものとする。</li> <li>③ ケアマネジメントに関わる情報の提供に係る文書については、リハビリテーション実施計画書及び各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」の写しでも差し支えない。</li> </ol>
栄養マネジメント 加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・老人保健施設</li> <li>・老人福祉(地域密着型)施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 栄養ケア計画に相当する内容を各サービス計画(通所介護計画等)に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画に代替することができることとする。</li> <li>② 各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」において、栄養マネジメント加算の要件となっている「定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録とは別に、栄養マネジメント加算の算定のためにサービスの提供の経過を定期的に記録する必要はないものとする。</li> <li>③ 栄養ケア提供経過記録の様式例廃止</li> <li>④ 栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、栄養ケアモニタリングの様式例を簡素化</li> </ol>
経口移行・経口維持 加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健施設</li> <li>・老人福祉(地域密着型)施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> </ul>	<p>○ 経口移行計画又は経口維持計画に相当する内容を各サービス計画(施設サービス計画等)に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画又は経口維持計画に代替することができることとする。</p>
口腔機能向上加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所(予防)介護</li> <li>・通所(予防)リハビリテーション</li> <li>・認知症対応型(予防)通所介護</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を各サービス計画(通所介護計画等)に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画に代替することができることとする。</li> <li>② 各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」において、口腔機能向上加算の要件となっている「定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録とは別に、口腔機能向上加算の算定のためにサービスの提供の経過を定期的に記録する必要はないものとする。</li> <li>③ 口腔機能スクリーニングの様式例廃止</li> <li>④ 口腔機能アセスメント、口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画、モニタリングの様式例を簡素化</li> </ol>

事務手続・書類	該当するサービス	改正内容
個別機能訓練加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護</li> <li>・認知症対応型(予防)通所介護</li> <li>・特定(予防・地域密着型)施設</li> <li>・老人福祉(地域密着型)施設</li> </ul>	<p>○ 個別機能訓練計画に相当する内容を各サービス計画(通所介護計画等)に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画に代替することができることとする。</p>
リハビリテーション機能強化加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所(予防)療養介護</li> </ul>	<p>○ リハビリテーション実施計画に相当する内容を短期入所(予防)療養介護計画に記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画に代替することができることとする。</p>
運動器機能向上加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防通所介護</li> <li>・介護予防通所リハビリテーション</li> </ul>	<p>① 運動器機能向上計画に相当する内容を各サービス計画(介護予防通所介護計画等)に記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画に代替することができることとする。</p> <p>② 各サービスの運営基準によって作成することが義務付けられている「サービスの提供の記録」において、運動器機能向上加算の要件となっている「定期的な記録」に相当する内容を記録する場合は、その記録とは別に、運動器機能向上加算の算定のためにサービスの提供の経過を定期的に記録する必要はないものとする。</p>
訪問(予防)看護報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護</li> <li>・介護予防訪問看護</li> </ul>	<p>○ 訪問看護報告書については、訪問看護計画書の記載と重複する箇所の記載は省略して差し支えないものとする。</p>
居宅サービス計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援</li> </ul>	<p>○ 第5表の「サービス担当者に対する照会(依頼)内容」を削除し、サービス担当者会議を開催しない場合や会議に出席できない場合にサービス担当者に対して行った照会の内容等については、第4表に記載することとするが、他の書類等により必要事項が確認できる場合は、第4表への記載を省略して差し支えないこととする。</p>
施設サービス計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健施設</li> <li>・老人福祉施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> </ul>	<p>○ 第6表の「サービス担当者に対する照会(依頼)内容」を削除し、サービス担当者会議を開催しない場合や会議に出席できない場合にサービス担当者に対して行った照会の内容等については、第5表に記載することとするが、他の書類等により必要事項が確認できる場合は、第5表への記載を省略して差し支えないこととする。</p>
住宅改修における事前申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修</li> </ul>	<p>○ 理由書及び申請書については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の記載と重複する箇所の記載は省略して差し支えないものとする。</p>
訪問(予防)介護の指定申請書類 (サービス提供責任者の経歴に係る部分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・介護予防訪問介護</li> </ul>	<p>○ サービス提供責任者のうち、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者又は訪問介護員養成研修1級課程修了者の経歴については、介護福祉士登録証の写し、基礎研修修了の証明書の写し又は1級課程修了の証明書の写しで足りるものとする。</p>